

安城市備蓄計画



平成28年12月
(令和7年3月改定)

目 次

【はじめに】	1
1 基本的な考え方	2
2 備蓄品の支給対象者数	2
(1) 食料、飲料水	2
(2) 生活必需品、トイレ・衛生用品	2
3 備蓄品目と備蓄量の算定	3
(1) 主な備蓄品目	3
(2) 備蓄量算定の基礎数値となる本市の人口比率	3
(3) 備蓄量の算定	3
ア 食料・乳児用ミルク等	3
イ 飲料水・給水袋	4
ウ 生活必需品	5
エ トイレ・衛生用品	6
4 配備場所（防災倉庫等）について	7
5 家庭内備蓄について	8
6 事業者等による備蓄について	9
7 協定による物資の調達（流通備蓄）について	10
8 救援物資について	11
参考 関係法規等	13

【はじめに】

本計画は、自助・共助の考え方を基本とし、市民等による日ごろからの食料、飲料水及び生活必需品等の市民備蓄と、公助として、市が事業者や団体等と協定を締結し災害時に調達する流通備蓄や、他市等との協定締結による救援物資、国や県からの救援物資及び市の備蓄により、市民等と市が共に災害に対応していくことを目標としています。

平成28年12月に本計画を策定しましたが、少子高齢化が進み、備蓄量算定の基礎である本市の人口構成が大きく変化してきました。また、近年、水害や地震災害が全国で頻発し、本市でも令和4年7月の大雨により時間最大雨量92.0ミリを観測し、河川の決壊や浸水等の被害が起こりました。令和5年6月には、豊川水系流域に発生した線状降水帯による激しい雨が三河地方に大きな被害をもたらし、本市でも住家の浸水や車両の水没等の被害が起こりました。こうしたことを受け、令和6年3月に本計画を改訂しました。

その改訂作業終盤の令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、本市も被災地での支援活動を実施しました。この経験から、令和6年5月に庁内で「子育て支援のための女性視点による災害備蓄検討会」を立ち上げ、女性の視点から備蓄品の検討を重ね、令和7年3月に本計画を改訂することにしました。

1 基本的な考え方

- ・「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であり、災害に備えた平常時からの市民備蓄を推進することとし、市の備蓄は流通備蓄や救援物資を考慮しながら、市民備蓄の補完的な役割を担います。
- ・国は、大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を緊急支援するとしています。このことから、災害発生後4日目以降は流通備蓄や救援物資が到着すると想定し、食料、飲料水、生活必需品等の主な物資を3日分備蓄します。
- ・備蓄数は、安城市地域防災計画（地震災害対策計画編）の避難者数等を基に算定しました。

避難者数 * = (全壊棟数+半壊棟数 × 0.13) × 1棟当たり平均人員 + 断水人口 × 断水時生活困窮度

* 冬の夕方18時等の過去地震最大モデルの地震発生を想定し、建物の倒壊または断水により自宅での生活が困難となり
避難生活を余儀なくされた方

- ・本計画には、市が設置する指定避難所（公民館避難所、一般避難所、福祉避難所）にて利用・配付される物品のうち、主な備蓄品の目標等を記載します。
- ・乳幼児、高齢者などの要配慮者や女性の視点を取り入れた備蓄品を配備します。

2 備蓄品の支給対象者数（安城市地域防災計画 地震災害対策計画編より）

（1）食料、飲料水

避難者区分	発災1日後	2日後※	3日後※	1週間後
避難所避難者	5,000人	6,400人	7,800人	13,400人
避難所外避難者	3,300人	4,967人	6,633人	13,300人
帰宅困難者	4,200人	4,200人	4,200人	—
合計	12,500人	15,567人	18,633人	26,700人

支給対象者数 延46,700人

※2日後、3日後については、発災1日後と1週間後からの按分した数字

（2）生活必需品、トイレ・衛生用品

避難者区分	人数	備考
避難所避難者	13,400人	発災1週間後

3 備蓄品目と備蓄量の算定

(1) 主な備蓄品目

食料等	食料、乳児用ミルク（粉、液体）、哺乳瓶、カセットコンロ、カセットボンベ、やかん、飲料水、給水袋
生活必需品	毛布、エアーマット・敷シート、乳児用コット、簡易ベッド、パーティション、プライベートルーム、白防炎シート、ブルーシート、発電機
トイレ・衛生用品	マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、子ども用便座・踏台、子ども用簡易トイレ（おまる）、トイレ用照明、除菌消臭剤、トイレットペーパー、紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき、生理用ナプキン、ウェットティッシュ、マスク、歯みがきシート、使い捨てスリッパ、手指消毒液

(2) 備蓄量算定の基礎数値となる本市の人口比率（令和7年1月1日現在）

市人口：187,665人 総世帯数：79,684世帯

対象	人口比率	対象	人口比率
0歳	0.67%	4歳	0.82%
0歳～3歳	2.94%	5歳～8歳	3.66%
0歳～5歳	4.62%	6歳以上	95.38%
6か月～11か月	0.34%	10歳～55歳女性	27.26%
1歳、85歳以上	4.24%	要支援1以上	3.42%
2歳～84歳	95.09%		

(3) 備蓄量の算定

ア 食料・乳児用ミルク等

発災後3日分（延46,700人）を備蓄します。

また、多様な避難者等のため、食品に注意が必要な人が市備蓄食料を予め確認できるよう、特定原材料等（アレルギー物質）使用状況や製品名、販売者名等を市公式ウェブサイトに掲載します。

（ア）食料

調理の必要が無く手軽に食べられるビスケット、その他にアルファ化米を1人1日3食として算定します。また、柔らかい食料が必要な人（乳幼児、高齢者等）向けにお粥を備蓄します。ビスケット、アルファ化米（お粥含む）は、すべてアレルギー対応（特定原材料等28品目不使用）とします。

(イ) 乳児用ミルク等

授乳を1回200ml、1日6回と想定し算定します。

粉ミルク（アレルギー対応）を基本としますが、発災直後や夜間等の授乳負担を軽減するため、液体ミルク（アレルギー不対応）を選択できるよう1人1日2本分を備蓄します。

哺乳瓶は、洗浄・消毒が不要な使い捨てを備蓄します。

また、調乳専用としてカセットコンロ等を備蓄します。

【食料・乳児用ミルク等】

品目	対象	算定		
食料	6か月～	139,322食	3日間延46,700人、1日3食（乳児は大人用1食分）	
ビスケット	2歳～84歳	59,210食	4食	3日間延46,700人×95.09%×3食/日
アルファ化米	2歳～84歳	74,012食	5食	
アルファ化米（お粥）	1歳、85歳以上	5,941食		3日間延46,700人×4.24%×3食/日
	6か月～11か月	159食		3日間延46,700人×0.34%×1食/日
粉ミルク（アレルギー対応）	0歳	626箱	3日間延46,700人×0.67%×2箱（1箱600ml分）/日	
液体ミルク	0歳	626本	3日間延46,700人×0.67%×2本（1本200ml）/日	
哺乳瓶（使い捨て）	0歳	1,878本	3日間延46,700人×0.67%×6本/日	
カセットコンロ	—	83台	(45避難所×1台)+(14避難所×2台)+(2避難所×3台)+(1避難所×4台) *収容人数500人未満の避難所は1台、500人増す毎に1台増 調乳用として授乳室に設置	
カセットポンベ	—	249本	83台（カセットコンロ）×3本 *調乳用として授乳室に設置	
やかん	—	83個	83台（カセットコンロ）×1個 *調乳用として授乳室に設置	

イ 飲料水・給水袋

飲料水は、発災後3日分（延46,700人）を備蓄します。1人1日3Lとして算定し、そのうち1.5Lは子どもや高齢者が扱いやすいよう500mlペットボトルにて備蓄し、残り1.5Lは給水車または各避難所の応急給水栓や受水槽にて対応します。

【飲料水・給水袋】

品目	対象	算定	
飲料水	—	140,100本	3日間延46,700人×3本（500ml）/日
給水袋	断水区域の世帯	68,529枚	全世帯数79,684世帯×86%×1枚/世帯 *発災1日後の断水率86%（安城市地域防災計画 地震災害対策計画編より）

ウ 生活必需品

発災 1週間後の避難所避難者13,400人分を備蓄します。

【生活必需品】

品目	対象	算定	
毛布	—	13,400枚	13,400人×1枚/人 * フリース素材に順次更新
エアーマット・敷シート	—	13,400枚	13,400人×1枚/人 * 敷シートはエアーマットに順次更新
乳児用コット	6か月未満	186個	62避難所×3個
簡易ベッド (折り畳み式ベッド)	要配慮者用 感染症者等用	302基	福祉避難所 : 8避難所×10基=80基 その他 : (37避難所×3基) + (15避難所×6基) + (1避難所×9基) + (1避難所×12基) = 222基 * 収容人数500人未満の一般避難所は3基、500人増す毎に3基増
パーティション	要配慮者用 感染症者等用	1,090個	福祉避難所 : 8避難所×50個=400個 その他 : (32避難所×10個) + (15避難所×20個) + (1避難所×30個) + (1避難所×40個) = 690個 * 収容人数100人未満の避難所は除く。収容人数500人未満の避難所は10個、500人増す毎に10個増
プライベートルーム	多目的用	485基	(40避難所×5基) + (15避難所×15基) + (1避難所×25基) + (1避難所×35基) = 485基 * 福祉避難所以外の収容人数100人未満の避難所は除く。 収容人数500人未満の避難所は5基、500人増す毎に10基増
白防炎シート (1枚3.6m×5.4m)	避難所敷設用	2,475枚	各避難所面積より算出 2,475枚
ブルーシート (1枚3.6m×5.4m)	半壊建物用	5,850枚	半壊建物 : 1棟に1枚、5,850棟分 (安城市地域防災計画 地震災害対策計画編より)
発電機 (ガソリン式)	—	232基	(45避難所×2基) + (15避難所×7基) + (1避難所×12基) + (1避難所×17基) + (8福祉避難所×1基) = 232基 * 収容人数500人未満の避難所は2基、500人増す毎に5基増。 各福祉避難所には1基追加

エ トイレ・衛生用品

発災1週間後の避難所避難者13,400人分を備蓄します。

(ア) トイレ・トイレ用品

トイレは、マンホールトイレ、簡易トイレ、既設トイレを併用し、避難所避難者20人毎に1基として算定します。（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府 令和6年12月改定）より）

避難所避難者13,400人÷20人/基=670基

【トイレ・トイレ用品】

品目	算定	
マンホールトイレ ・下水道使用禁止時は排水管が満杯になるまで使用可能 (汲み取り後は、再使用可能)	255基	車椅子対応用：(48避難所+体育館2か所+安城公園)×1基=51基 男性用小便器(4人用/基)： (48避難所+体育館2か所+安城公園)×1基=51基 一般用：(48避難所+体育館2か所+安城公園)×3基=153基 ※収容人数100人未満の一般避難所、下水道未敷設避難所には設置しません。
簡易トイレ ・携帯トイレを被せて使用	510基	車椅子対応用：62避難所×2基=124基 一般用：(45避難所×3基)+(15避難所×13基)+(1避難所×23基) +(1避難所×33基)=386基 *一般用は、収容人数500人未満の避難所に3基、500人増す毎に10基増
携帯トイレ ・既設トイレや簡易トイレに被せて使用	201,000枚	13,400人×3日×5回/日 *1人1日5回排泄（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より）
子ども用便座・踏台	164基	(45避難所×2基)+(15避難所×4基)+(1避難所×6基)+ (1避難所×8基)=164基 *収容人数500人未満の避難所に2基、500人増す毎に2基増
子ども用簡易トイレ (おまる)	164基	(45避難所×2基)+(15避難所×4基)+(1避難所×6基)+ (1避難所×8基)=164基 *トイレ混雑対策として、子ども用簡易トイレ(おまる)をオムツ交換室等に設置 収容人数500人未満の避難所に2基、500人増す毎に2基増
トイレ用照明(ランタン)	1,850個	(255基+510基+既設トイレ160基)×2個/基
除菌消臭剤	925個	(255基+510基+既設トイレ160基)×1個/基
トイレットペーパー	85箱	*1人1日9m（「1週間で1人1ロール(市販60m)」経済産業省webより）、 1ロール130m(備蓄用)、避難所毎に収容人数から1箱(48ロール入)単位で算定。

(イ) 紙おむつ・衛生用品等

避難所避難者用に3日分を備蓄します。子どものおねしょ・おもらし用として紙パンツと尿取りパッドも備蓄します。

【紙おむつ・衛生用品等】

品目	対象	算定	
紙おむつ (テープ式、パンツ式)	0歳～3歳	9,456枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times 2.94\% \times 8 \text{枚/日}$
紙パンツ	4歳～8歳	460枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times (0.82\% \times 0.5 + 3.66\% \times 0.2) \times 1 \text{枚/日}$
		920枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times (0.82\% \times 0.5 + 3.66\% \times 0.2) \times 2 \text{枚/日}$
紙おむつ (テープ式、パンツ式)	要支援1以上	2,750枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times 3.42\% \times 2 \text{枚/日}$
		8,250枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times 3.42\% \times 6 \text{枚/日}$
おしりふき		51,333枚	19枚/日（小便7回 2枚/回、大便1回5枚） 6枚/日（小便3回、2枚/回 4歳～8歳 おねしょ・おもらし用）
	0歳～3歳	22,456枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times 2.94\% \times 19 \text{枚/日}$
	4歳～8歳	2,755枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times (0.82\% \times 0.5 + 3.66\% \times 0.2) \times 6 \text{枚/日}$ *おねしょ・おもらし用
	要支援1以上	26,122枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times 3.42\% \times 19 \text{枚/日}$
生理用ナプキン	10歳～55歳女性	24,109枚	$13,400 \text{人} \times 3 \text{日} \times 27.26\% \div 4 \text{週} \times 8 \text{個/日} \times 1.1$ *妊娠婦分（尿漏れ・悪露用他）を含む
ウェットティッシュ	—	13,400個	13,400人×1個/3日 *1個20枚入
マスク	—	40,200枚	13,400人×3日×1枚/日 *中学生以上…大人用 2歳～小学生…子ども用
歯みがきシート	—	40,200枚	13,400人×3日×1枚/日
使い捨てスリッパ	—	13,400足	13,400人×1足/人
手指消毒液	—	450本	福祉避難所：8避難所×10本=80本 その他：(37避難所×5本)+(15避難所×10本)+(1避難所×15本)+(1避難所×20本)=370本 *収容人数500人未満の避難所は5本、500人増す毎に5本増（1本1L）

4 配備場所（防災倉庫等）について

備蓄品は、各指定避難所の防災倉庫等と拠点防災倉庫（中央防災倉庫、北防災倉庫、西防災倉庫、旧勤労福祉会館）に配備します。液体ミルクは、品質保持のため保健センターにて保管します。

各防災倉庫内の備蓄品の詳細については、市公式ウェブサイトに掲載します。

5 家庭内備蓄について

家庭内備蓄として、家族構成に合わせ最低3日分、できれば1週間分の食料や1人1日3L以上の飲料水等の備蓄を啓発していきます。いつもの食料や加工品等を少し多めに日ごろから用意し、使った分を買い足すローリングストック法など、家庭内備蓄に取り組みやすい方法も啓発します。

また、避難所等への避難のための持ち出し品準備について啓発していきます。

【いつもの品を少し多めに用意しておくとよいもの（例）】

○食料・飲料水

主食	レトルト食品（白米・粥・五目御飯 等）、米、冷凍麺、インスタント麺、パン、シリアル、ビスケット、アレルギー対応食 他
主菜・副菜	缶詰（魚介類・肉類・野菜類・シチュー類 等）、レトルト食品（カレー・パスタソース 等）、乾燥食品（切り干し大根・干し椎茸・高野豆腐・ひじき・わかめ・昆布 等）、梅干やらっきょう等の漬物 他
汁物	即席やレトルト、缶詰等の汁物（みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ 等）
調味料	砂糖、塩、みそ、しょうゆ、コンソメ 他
嗜好品	あめ、チョコレート、ようかん、スナック菓子、果物缶詰、ふりかけ 他
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース 他
その他	粉ミルクや液体ミルク、即席やレトルト等の離乳食や介護食、ドライフルーツなどの食物繊維や鉄分を意識した食料・飲料、スキムミルク 他

○資機材等

消耗品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、割りばし、アルミホイル、ラップ、ジッパー付保存袋、耐熱性ポリ袋、ゴミ袋 他
生活用品	哺乳瓶、タオル類、下着類、洗面用具、口腔ケア用品、保湿剤 他
燃料類	乾電池、カセットガスボンベ 他
健康管理	常備薬、救急用品、マスク、消毒液 他
その他	携帯用バッテリー・充電器、使い捨てカイロ（冬）、冷却シート・パック（夏）、カセットコンロ、なべ、小銭、軍手、虫よけ 他

【災害時の生活を踏まえ準備しておくと安心なもの（例）】

アルファ化米（水調理可）	給水袋やポリタンク	使い捨て食器	携帯トイレ
ウェットタオル	ドライシャンプー	ホイッスル	ヘルメット
防犯ブザー	懐中電灯やランタン等	携帯ラジオ	予備電池
メガネの予備	ブルーシート	ライター等	
免許証、マイナンバーカード（「資格情報のお知らせ」含む）等写し			

【前記以外にも、避難所に持っていくと便利・安心なもの（例）】

キッチンばさみ（食べ物をカット）	靴下（冷え、むくみ対策用）	自分に合った枕（エアー枕等）
履き慣れた室内履き	大きめのバスタオル	体温計
エコバック（避難所内の移動等に便利）	筆記用具	家族等大切な方の写真
お子さんが好きな玩具（音・光が出ないもの）		

【備蓄のポイント】

避難所等に避難する場合を想定し、ご家庭の事情に合わせ、持ち出す物を2段階に分けて準備しておきます。

○一次持ち出し品

すぐに持ち出すべき必要最小限の備え（自分の体力に合った量　例：最初の1日の生活に必要な物）をリュック等に入れ、すぐに持ち出せる場所に置いておきます。

○二次持ち出し品

避難所等で避難生活を送る上で必要な物を、避難した後で少し余裕ができるから安全を確認して自宅に戻り持ち出しをします。あるいは、自宅で避難生活を送る場合に使用します。

6 事業者等による備蓄について

災害時、緊急車両の通行を妨げないよう、事業者等による従業員等の施設内待機により一斉帰宅に伴う混乱を回避することや、従業員等の安全を確保することは重要です。そのため、必要であれば、帰宅困難者を発生させないよう、安全が確認できるまでの間は施設内に従業員や来場者を待機させ、そのための事業者等による備蓄品の確保や従業員自身による備蓄品の用意が重要となります。

【事業者等で用意することが望ましいもの（具体例）】

食料・飲料水	従業員用 最低3日分（推奨1週間分）
生活用品等	医薬品、携帯トイレ、毛布、ブルーシート、テント、ヘルメット、乾電池、軍手、ラジオ、発電機・燃料、携帯用充電器、トイレットペーパー等衛生用品、マスク、手指消毒液 など

【従業員（個人）が用意することが望ましいもの（具体例）】

服装等	防寒着、雨具、リュック、手袋、歩きやすい靴 など
携行品	地図、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯用バッテリー、簡易食料、飲料水 など
その他	小銭、ビニール袋、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、生理用品 など

7 協定による物資の調達（流通備蓄）について

本市では、市民備蓄及び市の備蓄を補完する目的で様々な事業者や団体等と協定を締結し、災害時に必要な物資等を調達することとしています。

今後も協定の締結を推進し、協定先の拡充を図ります。

避難所で必要となる主な生活物資に関する協定は以下の通りです。

○避難所で必要となる主な生活物資に関する協定一覧（令和7年3月31日現在）

協定名	主な内容	協定先
災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定	食料、生活必需品	森永製菓(株)中京工場、神杉酒造(株)、(株)ニッスイ安城工場、(株)フジコーポレーション、サンディリー(株)、あいち中央農業協同組合、新安城商業開発(株)（アンディ）、(株)フィールコーポレーション、(株)ドミー（安城横山店）、安城液化ガス協、(株)イトーヨー一力堂
災害時における飲料水の供給に関する協定	飲料水	神杉酒造(株)、(株)ニッスイ安城工場、サンディリー(株)、倉敷紡績(株)安城工場、新日本化学工業(株)、(株)イノアックコーポレーション安城事業所、(株)イノアックコーポレーション桜井事業所、愛三工業(株)安城工場
災害救助物資の緊急調達に関する協定	食料、飲料水	山崎製パン株式会社安城工場
災害救助物資の緊急調達に関する協定	食料、飲料水、生活必需品	(株)ヤマナカ安城フランテ館、ユニー(株)アピタ安城南店、ユニー(株)ラフーズコア三河安城店、ユニー(株)ピアゴ東栄店、ユニー(株)ピアゴ福釜店
災害時における食料品等の供給協力に関する協定		生活協同組合コーパあいち
災害救助物資の緊急調達に関する協定		株式会社バローホールディングス
災害時における牛乳の供給協力に関する協定	牛乳	株式会社ヤマコ
災害時における医薬品、生活必需品等の供給協力に関する協定	医薬品、生活必需品	安城市牛乳販売協議会
		株式会社スギ薬局

協定名	主な内容	協定先
災害時における協力に関する協定	毛布、タオル、医薬品等	安城災害対策建設協力会
災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定	生活用水	西三河生コンクリート協同組合
災害時における井戸水の供給に関する協定		安城市水道指定工事店協同組合
災害時における段ボール製品の供給等に関する協定	簡易ベッド他段ボール製品	刈谷紙器株式会社 日本トーカンパッケージ株式会社愛知工場 有限会社コジマ段ボール工業
災害時におけるレンタル機器等の賃貸借に関する協定	冷房器具、暖房器具等	有限会社恵光
災害時における建設資機材等の供給協力に関する協定	発電機、照明器具等の生活関連資機材、仮設トイレ等	日立建機日本株式会社中部支社愛知三重支店三河営業所
災害時簡易トイレ等の供給協力に関する協定	簡易トイレ、移動式仮設シャワー室	長竹道路株式会社
災害時における物資の供給に関する協定	仮設トイレ、ユニットハウス等	株式会社レックス・コーポレーション
災害時における物資供給等に関する協定	ユニットハウス等	三協フロンティア株式会社

8 救援物資について

過去の災害では、一か所に救援物資が大量に届けられ、仕分けの能力を超えたため、救援物資が山積になってしまったというケースも見受けられました。

その要因の一つとして、個人からの義援物資に多種多様の物が詰められて送られてくるため、その開封・仕分け作業に時間がかかったことが考えられます。

そこで、本市では自治体や団体等からの救援物資を優先し、災害発生直後は不特定多数からの小口の義援物資を原則受け取らないこととします。

全国から送られてくる救援物資は、原則として支援物資集積拠点（総合運動公園内（安城市新田町））において受領・保管・搬出を行います。

○救援物資に関する協定一覧（令和7年3月31日現在）

協定名	協定団体
衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定	碧南市、刈谷市、知立市、高浜市
安城市、砺波市災害時相互応援協定	砺波市
安城市、加賀市災害時相互応援協定	加賀市
災害時における相互応援に関する協定	多治見市、新城市、掛川市、飯田市
安城市、香取市災害時相互応援協定	香取市
西三河災害時相互応援協定	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
災害時相互応援に関する協定	日立市、小山市、新座市、東村山市、豊川市、西尾市

《主な内容》食料、飲料水、生活必需品、医療・防疫等に必要な物資等

参考 関係法規等

災害対策基本法（最終改正：令和6年4月1日）（抜粋）

（基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

（住民等の責務）

第七条

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない。

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

防災基本計画（令和6年6月 中央防災会議）（抜粋）

第1編 総則

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

○災害対策の実施に当たっては、国、地方公共団体及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国及び地方公共団体を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第7節 物資の調達、供給活動

（2）地方公共団体による物資の調達、供給

○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調

達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

○被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(3) 国による物資の調達、供給

○国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所等までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。

安城市地域防災計画（令和7年2月）（抜粋）

《地震災害対策計画編》（風水害等災害対策計画編は「第10章」）

第3編 災害応急対策 第11章 水・食品・生活必需品等の供給

市は被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。必要量の確保が困難な場合には県等へ援助の要請をする。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和5年5月23日 中央防災会議幹事会）（抜粋）

6 物資の調達

(4) プッシュ型支援による物資調達

1) 対象品目

① プッシュ型支援により被災都道府県に供給する基本となる品目は、食料、毛布、乳児用ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目（以下、「基本8品目」という。）とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、感染症が流行している状況下においては、マスク、手指消毒剤、パーテイションなど感染予防に必要な支援物資に配慮する。

（以下省略）

3) 基本8品目の必要量

① 大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後3日目までに、必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する。

② プッシュ型支援の必要量は、大規模地震発生後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。

安城市備蓄計画

平成28年12月 策定

平成29年10月 改訂

令和6年3月 改訂

令和7年3月 改訂